理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の 規定に基づき、加須都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 加須都市計画区域における位置等

加須都市計画区域は、都心から約 50 k m圏、本県の北東部に位置しています。また、 加須都市計画区域に含まれる土地の区域は、加須市の行政区域の一部です。

【加須市 正能・戸崎地区】

加須市の南西部に位置し、東北自動車道加須インターチェンジから西に約5km及び首都圏中央連絡自動車道白岡菖蒲インターチェンジから北西へ約9kmに位置しており、交通の利便性に優れております。また、地区の西側には騎西工業団地が隣接しています。

Ⅱ変更の理由

正能・戸崎地区については、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確 実となったことから市街化区域に編入するものです。

Ⅲ 規模

【加須市 正能・戸崎地区】

市街化区域への編入面積 約5.7ha

IV 関連する都市計画

加須都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 用途地域(加須市決定)
- ② 防火地域及び準防火地域(加須市決定)
- ③ 十地区画整理事業(加須市決定)
- ④ 地区計画(加須市決定)